

◎新潟県企業局訓令第2号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局 I C カード管理規程（令和5年新潟県企業局訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和6年7月19日から実施する。

令和6年7月19日

新潟県企業管理者 遠山 隆

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（カードの管理）</p> <p>第3条 カードの管理に関する事務及びその事務を総括する者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）カードの管守 <u>総務課長</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（カードの事故に関する報告）</p> <p>第6条 管理者は、カードの紛失、損傷、不正使用その他の電子署名が危険にさらされる疑いが生じたときは、速やかに<u>総務課長</u>及び I C T 推進課長に届け出なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（カードの管理）</p> <p>第3条 カードの管理に関する事務及びその事務を総括する者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）カードの管守 <u>法務文書課長</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（カードの事故に関する報告）</p> <p>第6条 管理者は、カードの紛失、損傷、不正使用その他の電子署名が危険にさらされる疑いが生じたときは、速やかに<u>法務文書課長</u>及び I C T 推進課長に届け出なければならない。</p> <p>2 （略）</p>